

大仙市立協和小・中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) さわやか委員会（不登校・いじめ対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導専任(中学校)、学年主任、養護教諭、関係学級担任、フレッシュカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のためのさわやか委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学年・学級経営と教科指導の充実

- 学級活動の充実を図り、一人一人の考えや個性が認められ、尊重し合う学級づくりに努める。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活に関する意識調査」や Hyper-QU 検査結果を生かしたりして、児童生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- いじめが心配される児童生徒について、さわやか委員会や学年部会で個別の指導計画等を作成し、よりよい人間関係づくり等を支援する。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- Hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 小学校は「生活・学習アンケート(いじめ調査を含む)」、中学校は「学校生活に関する意識調査(いじめ調査を含む)」の結果を受けて、気になる児童生徒について、学級担任による教育相談を行う。小学校は7月と12月、中学校は6月と12月に、全校児童生徒との教育相談を実施し、児童生徒一人一人の理解に努める。
- 小学校は保護者と学級担任の面談(7月)、中学校は保護者・生徒・学級担任の三者面談(8月)やPTA参観日の学年・学級懇談、保護者との個別の面談などを通して情報収集や児童生徒の理解に努める。
- 必要に応じて、広域カウンセラーやフレッシュカウンセラーを活用する。中学校では、心の教室相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 児童会・生徒会活動の充実

- 児童生徒自らがいじめをなくすために自主的な取組ができるように促し、自らの課題を小学

校では進んで解決しようとする力を、中学校では自ら解決できる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童生徒にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- 地域生徒指導研究会等の関係団体と連携し情報収集に努め、いじめにつながる書き込み等を発見した場合は迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校・中学校間の情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、フレッシュカウンセラー、大仙市役所市民サービス課・児童家庭課、大仙市教育委員会、大仙警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「児童生徒に関する情報交換」の実施

毎月の職員会議の後に、気になる児童生徒について情報交換をし、全職員の共通理解を図り、日常の指導に生かす。中学校では、毎月第一週目に、「学校生活に関する意識調査」を実施する。その結果をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 生活記録ノート、一人勉強ノート・連絡帳の活用

休み時間や放課後の課外活動の中で児童生徒の様子に目を配ったり、生活記録ノート(中学校)、一人勉強ノート・連絡帳(小学校)などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、さわやか委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- いじめを受けた児童生徒の家庭を訪問し、事実確認と状況を把握する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果をまとめ、いじめを行った児童生徒の出席停止等を含む対応について、組織で検討を行う。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。場合によっては、臨時の保護者会を開催し、経緯や対応について説明を行い理解を得る。

月	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【さわやか委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○特愛児童に関する情報交換【児童を語る会】 ○児童に関する情報交換※以後毎月実施【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○学校生活に関する意識調査の実施 ※以後毎月実施	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会、学年・学級懇談】
5月	○Hyper-QU 検査① ○小中連携協議会①	○行事を通した人間関係づくり【運動会】 ○児童会による取組【代表委員会】	○家庭訪問
6月	○Hyper-QU 検査①結果を踏まえた考察と対応策の共有		
7月	○自己評価の実施 ○学校評議委員会① ○児童との個人面談(全員)【児童を語る会】	○生活アンケートの実施 ○学習アンケートの実施	○保護者との情報交換【PTA学年・学級懇談】 ○保護者アンケートの実施 ○保護者面談
8月	○生徒指導に関する研修【市研究集会職務別研修】	○行事を通した人間関係づくり【修学旅行(6年)】	
9月	○特愛児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習(5年)】	
10月	○Hyper-QU 検査② 【児童を語る会】	○行事を通した人間関係づくり【なべっこ】 【マラソン大会】	
11月		○行事を通した人間関係づくり【学習発表会】 ○職場体験学習の中学生との交流	
12月	○自己評価の実施 ○Hyper-QU 検査②結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童との個人面談(全員)【児童を語る会】	○生活アンケートの実施 ○学習アンケートの実施	○保護者アンケートの実施 ○保護者との情報交換【PTA学年・学級懇談】
1月	○特愛児童に関する情報交換	○中学校との交流授業 ○行事を通した人間関係づくり【PTA 難スキー教室】	
2月	○学校評議委員会② ○小中連携協議会②【児童を語る会】	○入学説明会 ○中学校との交流授業	○入学説明会 ○保護者との情報交換【PTA学年・学級懇談】
3月	○卒業生に関して小中情報交換会の実施 ○新入生に関して保小情報交換会の実施	○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】 【卒業式】	○PTA役員会における情報交換

いじめ対策年間指導計画

(協和中学校)

月	指導等の内容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【さわやか委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○特愛生徒に関する情報交換【生徒を語る会】 ○生徒に関する情報交換※以後毎月実施【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり ○学校生活に関する意識調査の実施※以後毎月実施	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会、学年・学級懇談】 ○家庭訪問
5月	○Hyper-QU 検査① ○小中連携協議会① ○いじめ対策に関する職員研修(大仙市教育委員会資料)	○行事を通した人間関係づくり【陸上記録会】 ○生徒会による取組【生徒総会】	
6月	○Hyper-QU 検査①結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○教育相談の実施(全員)		
7月	○自己評価の実施 ○学校評議委員会① ○外部講師による情報モラル研修会(PTA親子研修会)	○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習(3年)】 ○生徒アンケートの実施 ○授業アンケートの実施 ○外部講師による情報モラル研修会(PTA親子研修会)	○保護者との情報交換【PTA学年・学級懇談】 ○学校評価アンケートの実施 ○外部講師による情報モラル研修会(PTA親子研修会)
8月	○生徒指導に関する研修【市研究集会職務別研修】	○中学生サミット①	○三者面談
9月		○行事を通した人間関係づくり【協中祭準備】	
10月	○Hyper-QU 検査②	○行事を通した人間関係づくり【合唱コンクール】 【協中祭】	
11月		○行事を通した人間関係づくり【なべっこ】 ○国際教養大訪問(3年) ○職場体験学習(2年) ○宿泊学習と職場訪問学習(1年)	
12月	○自己評価の実施 ○Hyper-QU 検査②結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○教育相談の実施(全員)	○行事を通した人間関係づくり【校内球技大会】 ○生徒アンケートの実施 ○授業アンケートの実施	○学校評価アンケートの実施 ○保護者との情報交換【2年PTA】
1月		○小学校との交流授業	○三者面談(2・3年)
2月	○学校評議委員会② ○小中連携協議会②	○入学説明会 ○小学校との交流授業	○保護者との情報交換【PTA学年・学級懇談】 ○入学説明会
3月	○新入生に関して小中情報交換会の実施	○行事を通した人間関係づくり【3年生を送る会】 【卒業式】	○PTA役員会における情報交換